

令和3年度

第10回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月23日（金）午後1時22分～午後3時15分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 0人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	相澤 和幸	出
2	山崎 仁志	出	9	門 茂子	出
3	河崎 正己	出	10	山田 雅江	出
4	根本 篤和	出	11	加島 富浩	出
5	松崎 文一	出	12	熊野 信夫	出
6	川口 亜矢子	出	13	村上 浩保	出
7	泉 信之	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（利用権設定）
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見について
議案第8号 河川法第34条第1項の規定による承認申請に関する意見
について
協議案第1号 豊頃町農業委員会活動の点検評価及び活動計画について
5. 臨席者
6. 事務局 神 義宏事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席4 根本 篤和 議席5番 松崎 文一

局 長	<p>皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 定刻より少し早いですが皆さんお揃いですので、只今から第 10 回農業委員会総会を開催致します。 始めに農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。 それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶趣旨)</p>
井下会長	<p>委員の皆様には、春耕期を迎えられまして、大変お忙しい中、本日の総会にご出席頂きまして大変ありがとうございます。</p> <p>先程、按田新町長からご挨拶を頂きました、新しい気持ちで、新しい町長の下、農地の調整に携わって行くわけですがけれども、私たち農業委員と致しましても、新たな気持ちで自覚と責任を持って農業委員会の職責を務めて参りたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。</p> <p>コロナの関係なんですけれども、感染状況が落ち着かずクラスター等感染拡大が続いております。やはり、ワクチン接種が進まないと、豊頃町に於いても思った様な行動が出来ません。ワクチン接種が何時になるか分かりませんが、接種が出来れば農業委員会の活動の方も当たり前出来るようになると思っております。</p> <p>本日の総会、資料の方厚くなっております。今回、二件の法人化に伴う、経営形態の変更等ございまして、案件が多くなっております。調整会議・現地調査の方も、二日間に渡って実施いたしました。</p> <p>早速ですけれども、総会資料に基づき進めて行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。 それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしく願いします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号 4 番、根本委員、5 番 松崎委員をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、経過報告等を事務局からお願いします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今の経過報告等ございましたが、何かご質問等ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、早速議事に入らせていただきます。 議案書1ページになります。議案第1号「土地の現況証明願について」を議題とします。事務局「番号1番」の説明をお願いします。
係長	はい。議案第1号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。 それでは「番号1番」です。土地については幌岡 番 ほか 筆、地目は公簿畑で、現況は農地・採草放牧地以外、面積は合計 m ² 、調査地目は、雑種地です。土地の所有者及び申請者は幌岡 番地 さん。申請目的は地目変更登記のためとなっております。申請位置図は2ページに添付してございますので、こちらでご確認下さい。 以上で番号1番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては4月14日に現地調査を実施しております。地元委員であります相澤委員からご説明をお願いします。
委員	はい。8番です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりでして、明らかに畑としては使えない状況ですので問題無いと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書3ページになります。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。
係長	議案第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので、ご審議を求めるものでございます。 なお、7ページ、番号16番は中間管理事業による賃借権設定されており、それ以外はすべて基盤強化法による賃借権の設定がされていた案件です。また、全件引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であると判断します。なお、合意解約の成立日及び土地の引渡日は、16番の案件を除き全て令和 年 月 日です。 それでは、番号1番と2番の設定をしていた方は、牛首別 番地 さん、番号1番の設定を受けていた方は牛首別 番地 さん、

番号 2 番の設定を受けていた方は牛首別 番地 さんです。いずれも賃貸人の さんが 売買を希望されたため解約するものです。

番号 3 番の設定を受けていた方は、二宮 番地 さん、設定をしていた方は茂岩栄町 番地 さん、賃借人の さんの耕作地見直しのため解約するものです。

では 4 ページ、番号 4 番の設定を受けていた方は二宮 番地 さん、設定をしていた方は二宮 番地 さん、賃借人の さんの耕作地見直しにより解約するものです

番号 5 番の設定を受けていた方は、二宮 番地 さん、設定をしていた方は茂岩末広 番地 さん、賃貸人の さんが売買を希望されたため解約するものです。

番号 6 番の設定を受けていた方は、農野牛 番地 さん、設定をしていた方は茂岩栄町 番地 さん、賃貸人の さんが農地の売買を希望されたため解約するものです。

番号 7 番の設定を受けていた方は、礼作別 番地 、設定をしていた方は礼作別 番地 さん、賃貸人の さんが売買を希望されたため解約するものです。

次に番号 8 番から番号 15 番の設定を受けていた方は、統内 番地 さんです。

利用権の設定をしていた方は番号 8 番、礼作別 番地 さん、番号 9 番は茂岩栄町 番地 さん、番号 10 番は被相続人 さん、相続人は礼作別 番地 さんほか 名、番号 11 番は礼作別 番地 さん、番号 13 番は礼作別 番地 さん、番号 14 番は茂岩末広町 番地 さん、番号 15 番は帯広市東 条南 丁目 番地 さんです。

すべて賃借人の さんの法人設立に伴い解約するもので土地については記載のとおりです。

続いて番号 16 番の設定を受けていた方は、幌岡 番地 、設定をしていた方は、札幌市中央区北 条西 丁目 番地 で土地については、記載のとおりです。賃借人の さんの耕作地の見直しのため解約するもので合意解約の成立日及び土地の引渡日は、令和 年 月 日となっています。

番号 17 番から番号 23 番の設定を受けていた方は、礼文内 番地 さん、設定をしていた方は番号 17 番、18 番は礼文内 番地 さ

	<p>ん、番号 19 番は礼文内 番地 さん、番号 20 番は幕別町札内新北町 番地の さん、番号 21 番は礼文内 番地 さん、番号 22 番は礼文内 番地 さん、番号 23 番の設定を受けていた方は、礼文内 番地 さんです。</p> <p>すべて賃借人の さんが後継者である さんの設立する法人に経営移譲することに伴い解約するものです。</p> <p>以上で番号 1 番から番号 23 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 10 ページになります。議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局「番号 1 番」を説明願います。</p>
係 長	<p>議案第 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借及び賃借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは、番号 1 番についてご説明いたします。貸人は、礼文内 番地 さん、借人は、礼文内 番地 さんです。土地につきましては、十弗宝町 番地 の内ほか 筆で、公簿、現況共に畑、面積は合計 m^2 です。経営内容以降についてはここに記載のとおりとなっています。なお、本件は賃貸借による利用権設定で借賃は年額 円、10 a 当たり 円です。</p> <p>13 ページ、16 ページに位置図を添付してございます。斜線で表示している部分が対象地です。また、求積図を 14 ページに添付してございますのでご確認願います。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4 月 14 日に現地調査を実施しております。地元委員であります山崎委員からご説明お願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい、2 番です。内容につきましては、事務局から説明されたとおりでして、</p>

	<p>たく問題ありませんので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 41 ページになります。議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。下記の件につきまして農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転による権利の設定許可申請がありましたので、ご審議を求めるものでございます。本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第 3 条第 2 項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは、「番号 1 番」についてご説明いたします。譲渡人は牛首別 番地 さん、譲受人は、牛首別 番地 さんです。土地については、牛首別 番地 ほか 筆、公簿、現況共に畑で面積は合計 m²です。経営内容以降についてはここに記載のとおりとなっています。なお、本件は贈与による所有権移転です。43 ページ、44 ページに位置図を添付してございます。こちら斜線で表示している部分が対象地となりますのでご確認願います。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4 月 14 日に現地調査を実施しております。地元委員であります熊野委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい、12 番です。 さんから息子さんの さんへ贈与すると言うことで、特に問題ありませんので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 2 番」の案件ですが、 委員に関係する案件ですので、</p>

	<p>委員には退席をお願いいたします。 暫時休憩いたします。</p> <p>(委員退席する。)</p>
議 長	<p>はい、それでは事務局「番号2番」について説明をお願いします。</p>
係 長	<p>「番号2番」についてご説明します。譲渡人は茂岩本町 番地 さん、譲受人は、二宮 番地 さんです。土地につきましては 二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿現況共に畑で、面積は m²です。 経営内容以降については、ここに記載のとおりとなっています。なお、本件は 贈与による所有権移転です。位置図は 45 ページをご覧ください。こちら波線 で表示した部分が本案件の対象地となりますのでご確認願います。 以上で番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4 月 14 日に現地調査を実施しております。地元委員である 委員の案件です ので、遠藤代理からご説明お願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい、1番です。内容につきましては、事務局から説明されたとおりでして、 隣接地である さんへ土地を贈与すると言うことで、地域としても何ら問題 ありませんので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、遠藤代理から説明がございましたが、この件について何かあれば受け 賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 暫時休憩します。</p> <p>(委員 帰席する。)</p>
議 長	<p>はい。それでは、 委員に申しあげます「番号2番」については、原案の とおり決定されましたので報告させていただきます。 続きまして事務局「番号3番」について説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい、「番号3番」についてご説明いたします。譲渡人は幕別町札内桜町 番地の さん、譲受人は、幕別町字五位 番地の さんです。土地につきましては、札作別 番地ほか 筆、公簿、現況共 に畑で面積は合計 m²です。経営内容以降についてはここに記載のと おりとなっています。なお本件は売買の案件となっております、価格は総額 円、10 a 当たり 円です。47 ページから 49 ページに位置図</p>

	<p>を添付してございますのでご確認願います。 以上で番号 3 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4 月 15 日に現地調査を実施しております。地元委員であります河崎委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい、3 番です。内容につきましては、事務局から説明されたとおりでして、24 年ぐらい で使用していた土地で、適正に管理もされていますし、地域としても問題ありませんので、よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、議案書 50 ページになります。議案第 5 号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。 関連がございますので「番号 1 番から番号 3 番」についての説明を一括してお願いしたいと思います。</p>
係 長	<p>議案第 5 号 農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは 51 ページになります。「番号 1 番から番号 3 番」についてご説明いたします。こちら利用権の設定をする方は牛首別 番地 さんです。3 件とも利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日です。</p> <p>番号 1 番の利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、土地については牛首別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、価格は総額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。位置図は 61 ページに添付してございます。</p>

	<p>続いて番号2番の利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 さん、土地については牛首別 番地 ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、価格は総額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。位置図は44ページに添付してございます。こちら波線で表示した部分が対象地となりますのでご確認願います。</p> <p>番号3番の利用権の設定を受ける方は牛首別 番地 、土地については、牛首別 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m²、価格は総額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。位置図は62ページに添付してございます。</p> <p>以上で番号1番から番号3番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4月14日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。調整委員長には全て山崎委員がなっておりますので、山崎委員からご説明願いたいと思いません。</p>
委 員	<p>はい、2番です。内容につきましては、事務局から説明のとおりです、さんより売買の申出がございまして、 さん、 さんにつきましては、先程合意解約があった案件です。また、地域といたしましても問題無いと言うことです。また、 につきましましては、隣接されていると言うことで、地域としても問題無いと言うことなのでご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませぬか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号4番、番号5番」の案件ですが、 委員に関係する案件ですので、 委員には退席をお願いいたします。暫時休憩いたします。</p> <p>(委員退席する。)</p>
議 長	<p>はい、それでは再開します。事務局「番号4番、番号5番」について説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい、「番号4番、番号5番」についてご説明いたします。こちら利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さんです。番号4番の利用権の設定をする方は二宮 番地 さん、土地については二宮 番地</p>

	<p>ほか 筆、地目は公簿 畑及び山林、現況 畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。位置図は 45 ページをご覧ください。こちら斜線で表示した部分が対象地となります。また、46 ページに求積図を添付してございますのでご確認願います。</p> <p>番号 5 番の利用権の設定をする方は、茂岩栄町 番地 さん、土地については二宮 番地 、地目は公簿現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。45 ページに位置図を添付してございます。こちら格子模様で表示した部分が対象地となりますのでご確認願います。</p> <p>以上で番号 4 番、番号 5 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、4 月 14 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。調整委員長には山崎委員がなっておりますので、山崎委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい、2 番です。内容につきましては、事務局から説明されたとおりです。さんと さんが新たに賃貸契約するということで、地域でも問題無いと言うことです。また、さんと さんですが、さんが、先程さんと合意解約した案件で地域でも問題無いと言うことですので、ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩します。 (委員 帰席する。)</p>
議 長	<p>はい。それでは 委員に申しあげます「番号 4 番、5 番」につきましては、原案のとおり決定されましたので報告させていただきます。続きまして、事務局「番号 6 番」の説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは「番号 6 番」について説明します。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、設定をする方は二宮 番地 さんです。土地については二宮 番地 ほか 筆、地目は公簿現況共に畑で、面積は</p>

	<p>合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。位置図は 63 ページに添付してございますので、ご確認下さい。</p> <p>以上で番号 6 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、4 月 14 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っております。調整委員長には熊野委員がなっておりますので、熊野委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい、12 番です。こちらは、 さんと さんの間で合意解約があった土地でして、今回 さんと新規に賃貸を結ぶと言うことで、地域としても問題無いと言うことですので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>只今、熊野委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして事務局「番号 7 番」について説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは「番号 7 番」について説明します。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、設定をする方は茂岩末広町 番地 さんです。土地については二宮 番地 、地目は公簿現況共に畑で、面積は m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。64 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号 7 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、昨年の 12 月 9 日に現地調査を行い、4 月 14 日に調整会議を実施しております。調整委員長であります熊野委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい、12 番です。こちらは長く賃貸していた土地で さんから売買の申出と言う事で地域としても問題無いと言うことです。よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして関連がありますので「番号8番、番号9番」の説明を、一括して お願いします。
係長	はい、「番号8番、番号9番」についてご説明いたします。ともに利用権の 設定を受ける方は農野牛 番地 さん、利用権設定等の種類は売 買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支 払い期限は令和 年 月 日です。 番号8番の利用権の設定をする方は茂岩栄町 番地 さん、土 地については農野牛 番地ほか 筆、地目は公簿 畑及び田、現況は畑で、 面積は合計 m ² 、価格は総額 円、10a 当たり 円です。 続いて番号9番の利用権の設定をする方は釧路市益浦 丁目 番 号 さん、土地については農野牛 番地、地目は公簿 田、現況 畑で面 積は m ² 、価格は総額 円、10a 当たり 円で、支払い方 法は記載のとおりです。65 ページに位置図を添付してございます。波線で表 示した部分が議案8号の案件です。斜線で表示した部分が議案9号の案件とな りますのでご確認願います。 以上で番号8、番号9番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4 月15日に現地調査、調整会議を実施しております。調整委員長であります泉 委員からご説明をお願いしたいと思います。
委員	はい、7番です。どちらも売買を希望されたということで、地域としても問 題無いということですので、よろしくご審議お願いします。
議長	只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜 りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして「番号10番」の案件ですが、 委員に関係する案件ですので、 委員には退席をお願いいたします。 暫時休憩いたします。 (委員退席する。)
議長	はい、それでは、事務局「番号10番」について説明をお願いします。

係長	<p>はい、「番号 10 番」についてご説明いたします。こちら利用権の設定を受ける方は農野牛 番地 さんで、設定をする方は幕別町札内新北町 番地の さん、土地につきましては農野牛 番地の内 ほか 筆、地目は公簿現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は、令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。位置図は 66 ページに添付してございます。また、67 ページ、68 ページに求積図を添付してございますのでご確認願います。</p> <p>以上で番号 10 番の説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4 月 15 日に現地調査、調整会議を実施しております。調整委員長であります泉委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>はい、7 番です。この案件は、 さんが今回、新たに さんと正式に賃貸を結ぶと言うことで、地域内でも何ら問題無いと言うことですので、ご審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩します。</p> <p>(委員 帰席する。)</p>
議長	<p>はい。それでは 委員に申しあげますが「番号 10 番」は、原案のとおり決定されましたので報告させていただきます。</p> <p>続きまして、事務局「番号 11 番」の説明をお願いします。</p>
係長	<p>はい、「番号 11 番」についてご説明いたします。こちら利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 、設定をする方は礼作別 番地 さん、土地については農野牛 番地 ほか 筆、地目は公簿現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転です。移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10a 当たり 106,687 円で、支払い方法は記載のとおりです。位置図は 69 ページ、70 ページに添付してございますのでご確認願います。</p> <p>以上で番号 11 番の説明を終わります。</p>

議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても現地調査、調整会議を4月15日に実施しております。調整委員長であります相澤委員からご説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい、8番です。内容につきましては、事務局から説明されたとおりでして、さんが さんから長年賃貸していた土地で今回売買と言うことで、地域としても問題無いと言うことですので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	只今、相澤委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がございますので「番号12番13番及び17番から19番」の5件について、事務局一括して説明をお願いします。
係 長	<p>はい、「番号12番13番及び17番から19番」についてご説明いたします。利用権の設定をする方は統内 番地 さん。いずれも利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日です。</p> <p>それでは番号12番の利用権の設定を受ける方は統内 番地 さん、土地につきましては統内 番地 ほか 筆、地目は公簿 畑及び原野、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。位置図は71ページに添付してございます。こちら小さい水玉模様で表示した部分が対象地です。また、72ページから77ページに求積図を添付してございますのでご確認願います。</p> <p>続きまして番号13番の利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地 、土地については統内 番地ほか 筆、地目は公簿 原野、畑、宅地及び山林、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。位置図は、71ページ、79ページに添付してございます。こちら水玉模様で表示した部分が対象地となります。73ページ、74ページ、80ページから82ページに求積図を添付してございますのでご確認願います。</p> <p>57ページになります。番号17番の利用権の設定を受ける方は統内 番地 さん、土地については、統内 番地ほか 筆、地目は公簿 畑及び宅地、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。</p> <p>位置図は79ページに添付してございます。こちら格子模様で表示した部分が対象地となりますのでご確認願います。</p>

	<p>番号 18 番の利用権の設定を受ける方は、統内 番地 さん、土地につきましては統内 番地の内ほか 筆、地目は公簿 原野、畑及び宅地、現況は畑で、面積は合計 m²です。借賃は 1 年目については年額 円、10a 当たり 円で、2 年目以降は年額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。位置図は 79 ページに添付してございます。こちら波線で表示した部分が対象地となります。また、83 ページから 85 ページに求積図を添付してございます</p> <p>番号 19 番の利用権の設定を受ける方は統内 番地 さん、土地については統内 番地の内、地目は公簿 山林、現況は畑で、面積は m²、借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。位置図は 79 ページに添付してございます。こちら細かい斜線で表示した部分が対象地となります。また、84 ページに求積図を添付してございますのでご確認願います。</p> <p>以上で「番号 12 番 13 番及び 17 番から 19 番」の説明を終わります。</p> <p>議 長 はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、4 月 15 日に現地調査、調整会議を実施しております。全て調整委員長には河崎委員がなっておりますので、河崎委員からご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>委 員 はい、3 番です。この案件につきましては、 さんのご主人が、お亡くなりになられたため経営続行が不可能と言うことで、地域内で調整・協議したものです。また、18 番の さんとの契約で、1 年目と 2 年目の借賃が違うのは、一部に新懇地があるためと言うことでございます。</p> <p>地域でも問題ないということですので、よろしくご審議お願いします。</p> <p>議 長 只今、河崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p> <p>委 員 ありません。</p> <p>議 長 はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号 14 番」の案件ですが、 委員に関係する案件ですので、委員には退席をお願いいたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(委員退席する。)</p> <p>議 長 はい、それでは事務局「番号 14 番」について説明をお願いします。</p> <p>係 長 はい、「番号 14 番」についてご説明いたします。こちら利用権の設定を受け</p>
--	--

	<p>る方は、礼作別 番地 、利用権の設定をする方は、礼作別 番地 さんです。土地については統内 番地 ほか筆、地目は公簿 公衆用道路、原野、畑及び宅地、現況は畑で面積は合計 m²です。利用権設定等の種類は、賃借権設定で期間は 年間、始期は、令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日です。借賃は201,770円、10a 当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。位置図は89ページに添付してございます。また、求積図を90ページ、91ページに添付してございますのでご確認願います。</p> <p>以上で番号14番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4月15日に現地調査、調整会議を実施しております。調整委員長には相澤委員がなっておりますので、相澤委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい、8番です。只今事務局から説明があったとおりでして、さんと長く賃貸していましたが、お亡くなりになられたことから、新規でさんと正式に賃貸するものです。地域としても問題無いということですので、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。暫時休憩します。</p> <p>(委員 帰席する。)</p>
議 長	<p>はい。それでは再開します。 委員に申しあげますが「番号14番」については、原案のとおり決定されましたので報告させていただきます。</p> <p>続きまして関連がございますので「番号15番、16番」について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい、それでは「番号15番、16番」についてご説明いたします。利用権の設定をする方は、いずれも幕別町札内春日町 番地の さんで、利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日です。</p> <p>番号15番の利用権の設定を受ける方は礼作別 番地 場、土地については統内 番地 ほか 筆、地目は公簿 原野、畑及び宅地、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は、記載のとおりです。位置図は79ページに添付</p>

	<p>してございます。こちら小さい水玉模様で表示した部分が本件の対象地です。また、求積図を 86 ページから 88 ページに添付してございますのでご確認願います。</p> <p>次に番号 16 番の利用権の設定を受ける方は統内 番地、土地については、統内 番地の内、地目は公簿 原野、現況は畑で、面積は m²、借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は、記載のとおりです。求積図を 71 ページに添付してございます。こちら波線で表示した部分が本件の対象地です。また、求積図を 78 ページに添付してございますのでご確認ください。</p> <p>以上で番号 15 番、16 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、4 月 15 日に現地調査、調整会議を実施しております。調整委員長であります相澤委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい、8 番です。内容につきましては、事務局から説明されたとおりです。この案件は、地域内で協議して地域にあっても問題無いということなので、よろしくご審議お願いします。</p>
議 長	<p>只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして関連がございますので「番号 20 番から 22 番」について、事務局説明をお願いします。</p>
係 長	<p>はい、「番号 20 番から 22 番」についてご説明いたします。いずれも利用権の設定をする方は湧洞 番地 さんで、全て利用権設定等の種類は賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は、令和 年 月 日です。</p> <p>番号 20 番の利用権の設定を受ける方は二宮 番地、土地につきましては、湧洞 番地の内ほか 筆、地目は公簿 牧場、原野及び山林、現況は畑及び牧場で、面積は合計 m²です。借賃は 1 年目は年額 円、10a 当たり 円、2 年目以降は年額 円、10a 当たり 円、支払い方法は記載のとおりです。位置図は 92 ページ、103 ページに添付してございます。こちら斜線で表示した部分が本件の対象地です。また、104 ページに拡大図、93 ページから 102 ページ、105 ページから 109 ページに求積図を添付してございますのでご確認願います。</p>

	<p>番号 21 番の利用権の設定を受ける方は二宮 番地、土地については、湧洞 番地 の内ほか 筆、地目は公簿 畑、原野、雑種地及び宅地、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。位置図は 103 ページ、112 ページに添付してございます。こちら格子模様で表示した部分が対象地です。また、110 ページ、111 ページに求積図を添付してございますのでご確認願います。</p>
	<p>番号 22 番の利用権の設定を受ける方は長節 番地、土地については、湧洞 番地 ほか 筆、地目は公簿 原野及び山林、現況は畑で、面積は合計 m²、借賃は年額 円、10a 当たり 円で、支払い方法は記載のとおりです。 位置図は 113 ページに添付してございますのでご確認願います。 以上で番号 20 番、21 番、22 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4 月 14 日に現地調査、調整会議を実施しております。調整委員長には熊野委員がなっておりますので、熊野委員からご説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい、12 番です。 さんの営農中止に伴いまして出た土地で、地域内で調整してこの様になっております。また、 の案件では、一部雑草が酷く、一年目に借賃から 万円を差引くと言うことです。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>只今、熊野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。ここで、10 分程度休憩を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き議事を進めます。 議案書 114 ページになります。議案第 6 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。関連がございますので「番号 1 番から 8 番」について、事務局一括して説明をお願いしたいと思います。</p>
係 長	<p>はい。議案第 6 号農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございます。本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経</p>

営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えますので、その点をご留意願ひ、ご審議願ひたいと思います。

それでは、「番号 1 番から番号 8 番」についてご説明いたします。

いずれも利用権の設定を受ける方は、統内 番地
です。全て、利用権設定等の種類は貸借権設定で、始期は令和 年 月 日
公告の日からです。

番号 1 番の利用権設定を行う方は、礼作別 番地 さん、土地については礼作別 番地の内ほか 筆、地目は公簿 畑、山林及び雑種地、現況は畑で面積は合計 m^2 です。貸借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。

位置図を 17 ページ、25 ページ、34 ページ、39 ページに添付してごさいます。いずれも斜線で表示した部分が対象地です。また、求積図を 18 ページから 24 ページ及び 37、38 ページに添付してごさいますのでご確認下さい。

次に番号 2 番の利用権設定を行う方は、茂岩栄町 番地 さん、土地については礼作別 番地の内ほか 筆、地目は公簿 原野及び畑、現況は畑で面積は合計 m^2 。貸借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。

位置図を 27 ページに添付してごさいます。こちら斜線で表示した部分が対象地です。また、求積図を 31 ページから 33 ページに添付してごさいますのでご確認下さい。

次に番号 3 番の設定を行う方は、被相続人 さん、相続人は礼作別 番地 さんほか 名で、土地については礼作別 番地の内、地目は公簿現況共に畑で、面積は m^2 。貸借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおりとなっています。

位置図を 119 ページに添付してごさいます。こちら細かい斜線で表示した部分が本案件の対象地です。また、求積図を 120 ページに添付してごさいますのでご確認下さい。

次に番号 4 番の利用権設定を行う方は、礼作別 番地 さんです。土地については礼作別 番地の内ほか 筆、地目は公簿 雑種地及び山林、現況は畑で、面積は合計 m^2 、貸借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。

位置図を 25 ページに添付してごさいます。細かい斜線で表示した部分が対

	<p>象地です。また、求積図を 26 ページに添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>番号 6 番の利用権設定を行う方は、礼作別 番地 さんです。土地については礼作別 番地、地目は公簿、現況共に畑で面積は m²。貸借権設定で期間は 年間、終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図を 25 ページに添付してございます。こちら波線で表示した部分が対象地ですのご確認下さい。</p> <p>番号 7 番の利用権設定を行う方は、茂岩末広町 番地 さん、土地については統内 番地ほか 筆、地目は公簿宅地、畑及び山林、現況は畑で面積は合計 m²。貸借権設定の期間は 年間で終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図を 39 ページに添付してございます。こちら太い斜線で表示した部分が対象地です。また、求積図を 40 ページに添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>番号 8 番の利用権設定を行う方は、帯広市東 条南 丁目 番地 さんです。土地については統内 番地 ほか 筆、地目は、公簿現況共に畑で面積は合計 m²。貸借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図を 39 ページ、121 ページに添付してございます。いずれも波線で表示した部分が対象地です。また求積図を 122 ページに添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 1 番から番号 8 番の説明を終わります。</p> <p>議 長 はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4 月 15 日に調整会議を実施しております。すべての調整委員長に相澤委員がなっておりますので、相澤委員から説明をお願いしたいと思います。</p> <p>委 員 はい 8 番です。1 番から 8 番の案件に関しましては、利用権の設定を受ける「 」、 さんの法人設立にあたって以前から賃貸を結んでいた方が、新たに貸借権を設定する案件です。適正に農地も使用されておりますし、地元としても何ら問題無いと言う事ですので、ご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>議 長 只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
--	--

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして「番号9番」の説明をお願いします。
係長	はい。番号9番の利用権の設定を受ける方は、礼作別 番地 。設定を行う方は、札幌市中央区北 条西 丁目 番地 公益 です。土地については統内 番地 ほか 筆、地目 は公簿現況共に畑で、面積は合計 m ² 。利用権設定等の種類は貸借権設 定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日 です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおり となっています。位置図は 123 ページに添付してございますのでご確認下さ い。なお、本件は農地売買支援事業による賃貸借案件で、 が本年2月に統 内 さんから取得した土地を 年間貸付後、 に売渡す予定 になっております。 以上で番号9番の説明を終わります。
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては昨年 12月9日に現地調査、1月15日に調整会議を実施しておりまして、調整委員 長の根本委員には1月29日の総会を含め、数回報告を受けておりますので、 今回は説明を省かせていただきたいと思います。 この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、関連がございますので「番号10番から番号15番」について、 一括して説明をお願いしたいと思います。
係長	それでは、「番号10番から番号15番」についてご説明いたします。いずれ も利用権の設定を受ける方は、礼文内 番地 「 」で、利 用権設定等の種類は貸借権設定、始期は令和 年 月 日公告の日です 番号10番の利用権設定を行う方は、礼文内 番地 さん。土地に ついては礼文内 番地ほか 筆、地目は公簿 畑及び山林、現況は畑で面積 は合計 m ² 。貸借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日ま でです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で支払方法は記載のとおり となっています。 位置図を 13 ページに添付してございます。水玉模様で表示した部分が対象 地ですのでご確認下さい。 続いて番号11番の利用権設定を行う方は、礼文内 番地 さん、 土地については礼文内 番地 の内ほか 筆、地目は、公簿現況共に畑で、

	<p>面積は合計 m^2。貸借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図を 13 ページに添付してございます。格子模様で表示した部分が対象地です。また、求積図を 15 ページに添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>続いて番号 12 番の利用権設定を行う方は、幕別町札内新北町 番地 さんです。土地については礼文内 番地 ほか 筆、地目は、公簿現況共に畑で、面積は合計 m^2。貸借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>次に番号 13 番の利用権設定を行う方は、礼文内 番地 さんです。土地については礼文内 番地 、地目は公簿現況共に畑で、面積は m^2。貸借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>次に番号 14 番の利用権設定を行う方は、礼文内 番地 さんです。土地については礼文内 番地 の内、地目は公簿現況共に畑で、面積は m^2。貸借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日です。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>次に番号 15 番の利用権設定を行う方は、礼文内 番地 さんです。土地については礼文内 番地ほか 筆、地目は公簿現況共に畑で、面積は合計 m^2。貸借権設定の期間は 年間、終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図については 124 ページをご覧ください。こちら斜線で表示した部分が 12 番 さん。波線で表示した部分が 13 番 さん。水玉模様で表示した部分が番号 14 番 さん。格子模様で表示した部分が番号 15 番 さんの案件です。また、125 ページ 126 ページには さんの求積図を添付してございますので、ご確認下さい。</p> <p>以上で番号 10 番から番号 15 番の説明を終わります。</p> <p>議 長 はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4 月 14 日に調整会議を実施しております。調整委員長には根本委員がなっておりますので、根本委員から説明をお願いしたいと思います。</p> <p>委 員 はい。4 番です。内容につきましては、事務局から説明があった通りです。6 件共、以前から さんと契約をされておられましたが、この程「 」設立にあたって新たに契約と言うことです。地元として何ら問題無</p>
--	---

	<p>いと言う事ですので、よろしくご審議の程お願い致します。</p>
議 長	<p>只今、根本委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして、議案書 127 ページになります。議案第 7 号「農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見について」を議題と致します。事務局「番号 1 番」の、説明をお願いしたいと思います。</p>
係 長	<p>議案第 7 号 農用地利用配分計画（案）の作成に関する意見についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、豊頃町より意見を求められた下記の農用地利用配分計画（案）についてご審議を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は、農地中間管理事業に基づき、農業公社が中間管理権を取得した農地について、借入れしていた農業者の申し出により返還されることとなったことから、新たな借入希望者に賃借権設定することを目的に農用地利用配分計画（案）を定めるものであり、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び事業規程に適合し、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項に規定する農用地利用配分計画内容の各認可要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは「番号 1 番」の利用権の設定を受ける方は、幌岡 番地 さん。利用権の設定を行う方は、札幌市中央区北 条西 丁目 番地 です。土地につきましては幌岡 番地 ほか 筆、地目は、公簿現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類 は、賃借権設定で期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期 は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円 で、支払方法は記載のとおりです。129 ページに位置図を添付してございます のでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては 4 月 15 日に調整会議を行っております。調整委員長には泉委員がなっておりますので、泉委員から説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。7 番です。只今、事務局より詳細に説明があった通りです。 この案件は、議案第 2 号で合意解約をした案件です。さんが返還したい と言う事で、地域で改めて調整しました。農地中間管理事業の残りの期間を、 さんと新たな契約と言うことですので、ご審議の程よろしくお願い致します。</p>

議 長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書 130 ページになります。議案第 8 号「河川法第 34 条第 1 項の規定による承認申請に関する意見について」を議題といたします。関連がございますので「番号 1 番、番号 2 番」について、説明をお願いしたいと思います。</p>
係 長	<p>議案第 8 号河川法第 34 条第 1 項の規定による承認申請に関する意見についてご説明いたします。下記の件につきまして河川敷地の権利譲渡承認申請のため意見を附したいので農業委員会等に関する法律第 6 条第 4 項の規定により、ご審議を願うものです。</p> <p>いずれも、現在、河川敷地の占用許可を受けている譲渡人から譲受人であるに占用権利の譲渡を目的に、北海道に対して申請を行うためご審議を願うものです。なお、の経営内容はここに記載のとおりとなっております。</p> <p>番号 1 番についてご説明いたします。譲渡人は礼文内 番地 さん、申請場所は礼文内 番地地先で面積は m²です。</p> <p>続いて番号 2 番。譲渡人は礼文内 番地 さん、申請場所は礼文内 番地地先で面積は m²です。いずれも位置図は 13 ページに添付してございます。こちら、小さい水玉模様で表示した部分が 1 番 さんの案件です。波線で表示した部分が 2 番 さんの案件ですのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 1 番、番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても 4 月 14 日に現地調査を行なっております。地元委員であります山崎委員の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 2 番です。 さんから、譲渡をしたいと申出がありまして、隣接している にと言うことでこの様になりました。地域としても問題ございません。また、 さんについては、後継者の さんが設立する法人へ譲渡と言うことで、地域としても問題無いと言うことですので、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば</p>

委員	<p>受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p> <p>ありません。</p>
議長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。</p> <p>続きまして131ページ協議案第1号「豊頃町農業委員会活動の点検評価及び活動計画について」をご審議願います。事務局説明をお願いします。</p>
係長	<p>協議案第1号 豊頃町農業委員会活動の点検評価及び活動計画についてご説明をいたします。国が定める農業委員会の適正な事務実施において、毎年度5月末までに前年度の点検・評価結果、及び当該年度の目標・活動計画を決定した上で、ホームページ等により公表するものとされております。</p> <p>132ページから139ページに記載しています「別紙様式2」は、令和2年度の活動の点検・評価（案）です。また、140ページから142ページに記載しています「別添様式1」は、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）となっています。なお、事前に議案を配布しておりますので、要点のみご説明いたします。</p> <p>まずは、令和2年度の活動の点検・評価（案）をご覧ください。</p> <p>133ページです。大項目2番の担い手への農地の利用集積・集約化ですが、今年については、集積目標の9,787haに対し、集積実績では9,793haとなり、目標を上回る結果となっています。</p> <p>続いて136ページ 大項目6番の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。農地法第3条に基づく許可は、年間15件処理しており、平均の処理期間は29.2日でした。農地法第4条と第5条の農地転用に関する事務処理は年間16件処理しており、平均の処理期間は31.62日でした。どちらも総会における審議結果は議事録に整理してホームページなどで公表しております。</p> <p>続いて、140ページ令和3年度の活動計画（案）をご覧ください。こちらについては、担い手への農地の利用集積を進めると共に、遊休農地の発生防止等、農地の維持を図ることを目的としています。</p> <p>点検評価の案と活動計画の案につきましては、今後ホームページ、及び事務局で5月末までの間、公示することになり一般の農業者の方から意見があった場合は、必要に応じて修正し、最終的には6月に北海道を經由して農林水産省に報告いたします。また、決定した点検評価と活動計画は、6月にホームページ、及び事務局で公示いたします。</p> <p>以上で説明は終わりますが、定められた様式に基づいて案を作成しておりますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事務局からご説明がございましたが、この件について、何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。議案の審議は以上ですが、事務局から連絡事項等があります。
局長	<p>(要旨)</p> <p>はい。4点連絡事項等ございます。</p> <p>1 「農業委員の秘密保持義務について」 お手元に、事前に資料を配布させていただきました。 年度が替わりましたので、委員の皆さん十分に認識しておられると思いますが、「農業委員の秘密保持義務について」いま一度、確認をお願いいたします。「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も、同様とする。」大変厳しいもので違反した場合、懲役又は罰金が科されることもあります。職務上知り得た情報を安易に人に話したり、その情報を利用することなど無いように気を付けましょう。また、個人情報記載された書類等紛失したりしないよう管理を徹底して下さい。</p> <p>2 「道外研修について」 本来、農業委員会の任期2年目には、道外研修を実施することとしておりますが、コロナウイルス感染症の状況が思わしくないこと、また、ワクチン接種の進捗も悪く「会長・代理・互助会長」が協議をいたしました。任期2年目の予定を3年目にスライドして、道外・道内研修を来年度にそれぞれ実施することとして、委員皆さんにお諮りしたいと思います。皆さんのご意見を後ほど、お願いします。</p> <p>3 「北こぶしの配布について」 3月末、会員の皆様に郵送により配布させて頂きましたので、ご報告いたします。</p> <p>4 「配布資料について」 北海道女性農業委員・農地利用最適化推進委員通信、及び農業委員・農地利用最適化推進委員における農地の売買・貸借・転用相談のためのQ&A集が届いておりますので、一読されて業務の参考にして頂ければと思います。 以上となります。</p>
会長	局長の方から連絡事項等説明がございました。1点目の農業委員としての「秘密保持義務」は、大変重たいものです。今後活動する上で、正しく守って活動して頂きたいと思います。2点目の道外研修等の研修についてですが、局長から話があった通り、ワクチン接種が進捗しない中で今年度計画を進める事は、全く無理なことでして、ワクチン接種が終わりしだい、来年度計画をして行いたいと思いますが、ただ、今後の状況により判断させて頂きたいと思います。可能な状況であれば、3年目にまとめて実施したいと考えますが、その様なことでよろしいですか。

委員	よろしいです。
議長	その他、説明に皆さんから意見ご質問等ございませんか。よろしいですか。
委員	ありません。
局長	はい。それでは、以上をもちまして本日の総会を終了させていただきます。 閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。
会長	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>皆さんのご協力を頂きまして、本日予定しておりました、総会の案件全て、終了することができました。ありがとうございました。</p> <p>間もなく、ビートや芋の蒔き付け作業等始まりますが、ここ二三日気温も低いですし、風も強く冷たいです。来週早々には作業が始まると思います。先程、新町長から話もございましたが、農作業事故等には十分注意されまして、春の蒔き付け作業等に励んで頂きたいと思います。</p> <p>本日は、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>